

議案第51号

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動

後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="349 740 719 772"><u>鳥取県石綿健康被害防止条例</u></p> <p data-bbox="282 911 360 943">（目的）</p> <p data-bbox="264 970 1084 1283">第1条 この条例は、石綿の飛散等に伴う健康被害の防止に関し、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者等がとるべき措置等を定めるとともに、<u>解体等作業等に</u>伴い石綿の粉じんが大気中に<u>排出され</u>、又は飛散することを防止することに関して必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。</p>	<p data-bbox="1211 740 1944 831"><u>鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例</u></p> <p data-bbox="1144 911 1223 943">（目的）</p> <p data-bbox="1126 970 1946 1342">第1条 この条例は、石綿の飛散等に伴う健康被害の防止に関し、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者等がとるべき措置等を定めるとともに、<u>建築物その他の工作物の解体工事等に</u>伴い石綿の粉じんが大気中に<u>排出し</u>、又は飛散することを防止することに関して必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。</p>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 石綿 繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう。

(2) 解体等作業 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。

(3) 略

(4) 石綿含有材料等 石綿の粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿（石綿を含有する建築物等の材料のうち吹付け工法に使用されるものをいう。以下同じ。）及び石綿を含有する保温材その他の建築物等の材料（規則で定めるものに限る。）をいう。

(5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿の粉じんが大気の汚染の原因となるものをいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 石綿含有材料等 石綿の粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿（石綿を含有する材料のうち吹付け工法に使用されるものをいう。以下同じ。）及び石綿を含有する保温材等（規則で定めるものに限る。）をいう。

(3) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。

(6) 飛散等防止基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集し、石綿含有材料等が使用された建築物等の解体等作業を把握するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 略

(事業者がとるべき措置等)

第4条 略

2 事業者は、その工場、作業場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を、規則で定めるところにより、定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、石綿粉じん排出等作業その他の行為により、石綿の粉じんが大気中へ排出され、又は飛

(4) 飛散等防止基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するために知事が定める基準をいう。

(県の責務)

第3条 県は、石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 略

(事業者がとるべき措置等)

第4条 略

2 事業者は、その工場、作業場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を、規則で定めるところにより、定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表するよう努めなければならない。

散したおそれがあると認める場合には、その飛散の状況を調査するとともに、周辺住民の不安を解消するための措置を講じなければならない。

4 略

(建築物等の所有者等がとるべき措置等)

第5条 建築物等の所有者 (当該所有者が、修繕その他の建築物等の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物等の管理者又は占有者に委ねている場合にあつては、当該管理者又は占有者。以下「所有者等」という。)は、当該建築物等における石綿含有材料等の使用の有無を把握し、使用されている石綿の粉じんを大気中に排出し、又は飛散させないよう必要な措置を講じなければならない。

2 略

第6条 略

2 知事は、共用部分に吹付け石綿が使用されている場合において、吹付け石綿に使用されている石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう勧告

3 略

(建築物の所有者等がとるべき措置等)

第5条 建築物の所有者 (当該建築物について、所有者が、修繕その他の建築物の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物の管理者又は占有者に委ねている場合にあつては、当該管理者又は占有者。以下「所有者等」という。)は、当該建築物における石綿含有材料等の使用の有無を把握し、使用されている石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散しないよう措置を講じなければならない。

2 略

第6条 略

2 知事は、共用部分に吹付け石綿が使用されている場合において、吹付け石綿に使用されている石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう勧告する

することができる。

3 略

(事前調査)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、あらかじめ、当該解体等工事に係る建築物等について、石綿含有材料等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

2 解体等工事を施工しようとする者は、前項の規定による調査を行ったにもかかわらず、当該建築物等について石綿含有材料等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿含有材料等の使用の有無を当該建築物等の材料の分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物等について、吹付け石綿が使用されていないことが明らかである場合において、他の石綿含有材料等が使用されているものとみなして、この条例及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

ことができる。

3 略

3 解体等工事を施工しようとする者が石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項又は第2項の規定による調査を行った場合には、当該調査は、前2項の規定による調査とみなして、この条例の規定を適用する。

（事前調査結果の報告）

第6条の3 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）を施工しようとする者は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2） 報告対象工事の対象となる建築物等の概要
- （3） 報告対象工事の実施の期間
- （4） 吹付け石綿に係る前条の規定により実施した調査の方法及び結果

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 前2項の規定による報告には、当該報告対象工事の対象となる建築物等の付近の見取図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有材料等の種類並びにその使用箇所及び使用数量

(6)及び(7) 略

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における石綿含有材料等の種類並びにその使用箇所及び使用数量

(6)及び(7) 略

2 前項ただし書の場合において、当該特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 及び 4 略

(基準遵守義務)

第 7 条の 2 特定工事を施工する者は、当該特定工事における石綿粉じん排出等作業について、飛散等防止基準を遵守しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第 7 条の 3 特定工事を施工する者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の 7 日前から終了する日までの間、作業の種類その他の規則で定める事項を当該工事を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

2 特定工事を施工する者は、前項の規定により掲示した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、掲示の内容を修正しなければならない。

2 前項ただし書の場合において、当該特定工事を施工する者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 及び 4 略

(通報)

第9条の2 県民その他の者は、石綿粉じん排出等作業が、第7条第1項若しくは第2項若しくは法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行わず実施され、又は飛散等防止基準若しくは法第18条の14に規定する作業基準を遵守せず実施されていることを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報するよう努めるものとする。

(処理予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業により廃棄物として処理することとなる石綿含有材料等の種類、処理する量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(廃棄予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項若しくは第2項に基づく届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業により廃棄することとなる石綿含有材料等の種類、廃棄する量及び廃棄の方法（廃棄を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の廃棄に係る処分が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処分の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければ

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項及び第2項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物等若しくは解体等工事が行われている土地若しくは建築物等に立ち入り、その建築物等の管理若しくは工事の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア 第6条の3第1項又は第2項の規定による報告

イ 第7条第1項又は第2項の規定による届出

ウ 第9条の2の規定による通報

エ 第10条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による報告

(2) 第6条第2項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告、又は同条第2項の規定による命令を行うため

ばならない。

(立入検査等)

第11条 知事は、大気汚染防止法第26条第1項及び第2項に規定するもののほか、この条例を施行するため必要な限度において、所有者等若しくは特定工事を行う者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物若しくは特定工事を行っている土地若しくは建築物に立ち入り、その建築物の管理若しくは工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

必要があると認めるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

2及び3 略

(情報の公表等)

第12条 知事は、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による報告の徴収若しくは資料の提出又は立入検査によって得た情報を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定により公表した情報に関する書類その他の物件を、当該情報に係る解体等作業が終了した日から50年間保存するものとする。

(適用除外)

第13条 第7条及び第8条の規定は、法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業については、適用しない。

2及び3 略

(情報の公表)

第12条 知事は、県民の石綿による健康に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、前条の規定による報告の徴収若しくは資料の提出又は立入検査によって得た情報を公表するものとする。

(適用除外)

第13条 第7条及び第8条の規定は、大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項に基づく届出を行う者については、適用しない。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条の3第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 略

(3) 略

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第6条の3第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第7条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 略

第19条 第7条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

(見直し)

3 この条例は、法その他の法令により石綿による健康被害の防止のための措置が講じられたときは、必要な見直しを行うものとする。

(検討)

4 知事は、平成23年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(見直し)

3 この条例は、大気汚染防止法その他の法令により石綿による健康被害の防止のための措置が講じられたときは、必要な見直しを行うものとする。

(この条例の失効)

4 この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(事前調査に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている解体等工事に係る改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例（以下「新条例」という。）第6条の2

第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「当該工事が終了する日又は平成20年10月14日のいずれか早い日までに」とする。

(事前調査結果の報告に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に行われている報告対象工事又は平成20年10月1日から同月14日までの間に開始される報告対象工事に係る新条例第6条の3第1項の規定の適用については、同項中「開始の日の14日前までに」とあるのは、「終了する日又は平成20年10月14日のいずれか早い日までに」とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」を「鳥取県石綿健康被害防止条例」に改める。